

# 「流域治水」のスピードアップで水災害に強いまちづくりを!!

「流域治水」とは 流域のあらゆる関係者が協働して 水災害対策を行うこと

## 企業

県 市町村

玉

昭和町

流域治水 の実効性を高めるために

||•八糸川•西川•清水川•油川||

# 特定都市河川及び 特定都市河川流域へ

#### 令和7年9月1日に指定

気候変動の影響により、毎年全国各地で水災害が発生しています。

「横川流域(南アルプス市・中央市)」は、釜無川と滝沢川に挟まれた低い土地で、 下流では多くの川が交差しているため、水が溜まりやすい地形です。過去には、 昭和57年8月の洪水で大規模な浸水被害が発生しました。

激甚化・頻発化する水災害に備えるため、「横川流域」ではあらゆる関係者が協 働して行う**「流域治水」**に取り組んでいます。「特定都市河川浸水被害対策法」に 基づく「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定し、取り組みの実効性 をより高め、流域が一体となった浸水被害対策を推進します。





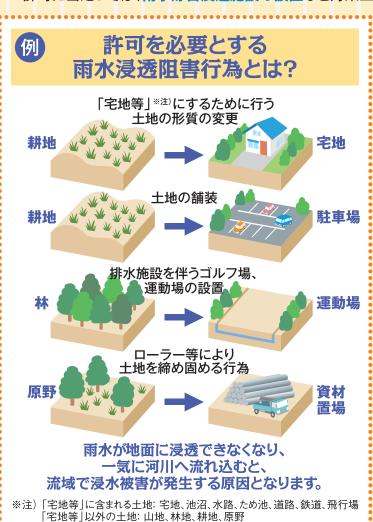




### 特定都市河川流域に指定することで

- 開発などによる流出量の増加を抑制し、浸水リスクを増やさない対策を求め、 流域一体となった浸水被害対策を更に推進します。
- 特定都市河川流域の住民や事業者の皆さんは、 雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努める義務があります。
- ●宅地等以外の土地で行う1.000m²以上の雨水浸透を阻害する行為は、 市長の許可が必要です。
- ●許可に当たっては、雨水貯留浸透施設の設置など対策工事が義務付けられます。





許可に当たっては、技術基準に従った 「雨水貯留浸透施設」の 設置が必要です。



透水性舗装

他に、調整池などの雨水貯留 浸透施設整備もあります。



許可に伴い設置された 「雨水貯留浸透施設 | の機能を阻害する恐れ のある行為も、許可が 必要です。

違反した場合には

#### 禁刑または罰金

あります。許可を受けずに雨水浸透阻害行 為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為 をした場合等には、罰則(拘禁刑または罰金)が 適用されます。

河川の整備等と併せて、このような対策を実施することで、

地域の浸水被害発生のリスクを減らし、 安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。

#### ●雨水浸透阻害行為の許可に関するお問い合わせ

南アルプス市〈建設部 道路整備課〉 TEL 055-282-6368 FAX 055-282-6319 中央市〈産業建設部まちづくり推進課〉 TEL.055-274-8552 FAX.055-274-1130

山梨県〈県土整備部 治水課〉 TEL.055-223-1702 FAX.055-223-1704

特定都市河川に関する情報はホームページをご覧ください。 https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/index.html 山梨県 治水課 Q

●その他、特定都市河川に関するお問い合わせ



「特定都市河川」「流域治水」のより詳細な情報はコチラから

(国土交通省ホームページより引用)

国土交通省ホームページ特定都市河川ポータルサイト https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html







